

○ 競馬法の一部を改正する法律案新旧対照条文
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 中央競馬（第二条―第十八条）</p> <p>第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の四十七）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の三）</p> <p>第五章 罰則（第三十条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 地方競馬</p> <p>（競馬活性化計画の認定）</p> <p>第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の経営基盤の強化を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 競馬活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の経営基盤の強化の程度を示す指標</p> <p>三 当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う競走体系の整備に向けた当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力を高めるために必要な措置に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 中央競馬（第二条―第十八条）</p> <p>第三章 地方競馬（第十九条―第二十三条の四十六）</p> <p>第四章 雑則（第二十四条―第二十九条の三）</p> <p>第五章 罰則（第三十条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 地方競馬</p> <p>（競馬活性化計画の認定）</p> <p>第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 競馬活性化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標</p> <p>三 当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力を高めるために必要な措置に関する事項</p>

四 当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業、競走馬の競走能力の向上を図るための事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項

五 (略)

3 (略)

4 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 競馬活性化計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の経営基盤の強化が相当程度見込まれること。

三 (略)

5 (略)

(競馬活性化計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の三十六第一項第九号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬活性化計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬活性化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第二十三条の三十六第一項第九号及び第十号において「認定競馬活性化計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(運営委員会の権限)

第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる

四 当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項

五 (略)

3 (略)

4 農林水産大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた競馬活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 競馬活性化計画の実施により、当該都道府県又は当該指定市町村の競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること。

三 (略)

5 (略)

(競馬活性化計画の変更等)

第二十三条の八 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(次項及び第二十三条の三十六第一項第八号において「認定都道府県等」という。)は、当該認定に係る競馬活性化計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定都道府県等が当該認定に係る競馬活性化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。)に従つて競馬の事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

(運営委員会の権限)

第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる

事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一〇四 (略)

五 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更

六 (略)

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇四 (略)

五 都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと

六 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の実施に関し、競走体系の整備その他の観点から、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

七〇九 (略)

十 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

十一 前号に掲げるもののほか、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

十二〇四 (略)

2 (略)

3 協会は、第一項第十四号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(情報の提供の求め)

事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一〇四 (略)

五 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更

六 (略)

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一〇四 (略)

(新設)

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の実施に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六〇八 (略)

(新設)

九 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。

十一〇二 (略)

2 (略)

3 協会は、第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第二十三条の三十六の二 協会は、都道府県若しくは指定市町村又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、前条第一項第二号に掲げる業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができる。

(補助の業務の適正な実施)

第二十三条の三十七 協会は、第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号の規定による補助(次項において「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 (略)

(業務方法書)

第二十三条の三十八 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十三条の三十六第一項第五号及び第六号に掲げる業務に関する事項

四 第二十三条の三十六第一項第七号に掲げる業務に係る設置等の対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法

五 第二十三条の三十六第一項第九号から第十一号までに掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準、当該補助の申請及び決定の手續その他当該補助の方法

六・七 (略)

(交付金の使途)

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含み、第二十三条の四十四第一項の規定により繰り入れられた金額に相当する金額を除く。)を次に掲げる業務以外の業務に

(新設)

(補助の業務の適正な実施)

第二十三条の三十七 協会は、前条第一項第九号の規定による補助(次項において「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 (略)

(業務方法書)

第二十三条の三十八 (略)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務に関する事項

四 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務に係る設置等の対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法

五 第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号に掲げる業務に係る補助の対象となる事業の選定の基準、当該補助の申請及び決定の手續その他当該補助の方法

六・七 (略)

(交付金の使途)

第二十三条の四十二 協会は、一号交付金として交付を受けた金額に相当する金額(その運用又は使用に伴い生ずる収入金に相当する金額を含む。)を次に掲げる業務以外の業務に必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

必要な経費に充てて運用し、又は使用してはならない。

- 一 第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号に掲げる業務
その他畜産の振興に資するため必要な業務
- 二 第二十三条の三十六第一項第十二号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）
- 三 （略）

（区分経理）

第二十三条の四十三 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務（第三号に規定する業務を除く。）に係る経理 畜産振興勘定
- 二 第二十三条の三十六第一項第七号及び第九号に掲げる業務（以下「競馬活性化業務」という。）並びにこれらに附帯する業務に係る経理 競馬活性化勘定
- 三 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（次条第三項において「競走馬生産振興業務」という。）及びこれに附帯する業務に係る経理 競走馬生産振興勘定

（競馬活性化業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金の確保）

第二十三条の四十四 協会は、地方競馬の事業の経営基盤の強化を図るために必要がある場合には、競馬活性化業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を前条第一号に定める畜産振興勘定から同条第二号に定める競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による繰入れが、第二十三条の四十二各号に掲げる業務の遂行に支障がなく、かつ、競馬活性化業務を通じた地方競馬の事業の経営基盤の強化に必要であると認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の

一 第二十三条の三十六第一項第九号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（一号交付金に係るものに限る。）

三 （略）

（区分経理）

第二十三条の四十三 協会は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる業務に係る経理 畜産振興勘定
 - 二 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理 競馬活性化勘定
- （新設）

（新設）

規定にかかわらず、協会が行う競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

第二十三条の四十五～第二十三条の四十七 (略)

第四章 雑則

(秩序の維持等)

第二十四条 この法律で別に定めるもののほか、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保するため必要な事項は、政令で定める。

(競馬等の監督)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が実施されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に係る事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為を

第二十三条の四十四～第二十三条の四十六 (略)

第四章 雑則

(秩序の維持等)

第二十四条 この法律で別に定めるもののほか、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

(競馬等の監督)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が実施されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に係る事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

第五章 罰則

(新設)

(新設)

した者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 （略）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 四 （略）
- 五 第二十三条の四十六第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 （略）

（削る。）

（削る。）

（新設）

第三十二条の八 （略）

第三十二条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 四 （略）
- 五 第二十三条の四十五第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

第三十二条の十 （略）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条の規定に違反した者
- 二 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）

第三十四条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りな

附 則

（競馬活性化業務に必要な資金の確保）
第八条 （削る。）

第二十三条の四十四第三項に定めるもののほか、日本中央競馬会は、平成十七事業年度から令和九事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う競馬活性化業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

（削る。）
（削る。）

（削る。）

がら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（協会の行う業務に必要な資金の確保）

第八条 協会は、平成十七年度から令和四年度までに限り、第二十三条の四十二の規定にかかわらず、第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる。

2 日本中央競馬会は、平成十七事業年度から令和四事業年度までに限り、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う次に掲げる業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。

- 一 第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号に掲げる業務
- 二 競走馬生産振興業務（地方競馬の事業からの撤退、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助する業務をいう。次条において同じ。）

（競走馬生産振興業務に係る勘定）

第九条 協会は、政令で定める期限までの間、第二十三条の四十三の規定にかかわらず、競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（次項及び第三項において「競走馬生産振興勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の規定により競走馬生産振興勘定が設けられる場合には、

第九條 (総務省設置法の適用除外)
(略)

第二十三條の四十三第一号中「業務」とあるのは「業務（競走馬生産振興業務及びこれに附帯する業務を除く。）」と、第三十二條の九第四号中「第二十三條の四十三」とあるのは「第二十三條の四十三又は附則第九條第一項」とする。

3 | 協会は、第一項の政令で定める期限の翌日に競走馬生産振興勘定を廃止するものとし、その廃止の際競走馬生産振興勘定に属する資産及び負債については、畜産振興勘定に帰属させるものとする。

第十條 (総務省設置法の適用除外)
(略)